

計画書

栗野都市計画及び吉松都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針の変更

栗野都市計画及び吉松都市計画 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

「湧水町域 都市計画区域の整備，開発及び保全の方針」（別添のとおり）

理 由

栗野・吉松の各都市計画区域においては，平成 16 年度に「都市計画区域の整備，開発及び保全の方針（以下，「区域マスタープラン」という。）」を策定し，それぞれの基本理念に沿って，都市づくりに取り組んできた。

また，上位計画である第 2 次湧水町総合計画に基づき，活力と魅力あるまちづくりに向け，取り組みを進めているところである。

このような中，区域マスタープランについては，当初策定から 20 年を迎えており，この間，人口減少・少子高齢化の進行など社会情勢の変化のほか，防災・減災や環境保全への対応など，新たな状況の変化も見られるため，記載内容の見直しを行うものである。

また，両区域は同一町内に含まれており，両区域を対象とした一体的な都市づくりの方針を示し，課題や施策について広域的な調整を図る必要があることから，2 つの区域マスタープランを一体化するものである。

湧水町域 都市計画区域の整備，開発 及び保全の方針

栗野都市計画区域
吉松都市計画区域

鹿 児 島 県

《 目 次 》

1. 広域的な位置付け	
1) 県内における湧水町の位置付け	1
2) 各都市計画区域の位置付け	1
2. 基本的な考え方	
1) 現状と課題	3
3. 都市計画の目標	
1) 都市づくりの基本理念	3
2) 地域毎の市街地像	4
① 栗野駅前地域（栗野都市計画区域）	
② インターチェンジ周辺地域（栗野都市計画区域）	
③ 丸池自然環境地域（栗野都市計画区域）	
④ 吉松駅前地域（吉松都市計画区域）	
⑤ 霧島山麓地域（吉松都市計画区域）	
⑥ 大原周辺地域（吉松都市計画区域）	
4. 区域区分の決定の有無	
1) 区域区分の決定の有無	5
5. 主要な都市計画の決定の方針	
1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	5
① 主要用途の配置の方針	
② 土地利用の方針	
③ その他の土地利用の方針	
2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	8
① 交通施設の都市計画の決定の方針	
② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	
③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針	
3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	11
① 主要な市街地開発事業の決定の方針	
② 市街地整備の目標	
4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	12
① 基本方針	
② 主要な緑地の配置の方針	
③ 実現のための具体の都市計画制度の方針	
④ 主要な緑地の確保目標	

1. 広域的な位置付け

1) 県内における湧水町の位置付け

湧水町は、鹿児島県の中央北端に位置し、総面積は14,429ha、北から東にかけては宮崎県えびの市、東から南にかけては霧島市、西は伊佐市及び薩摩郡さつま町と接している。

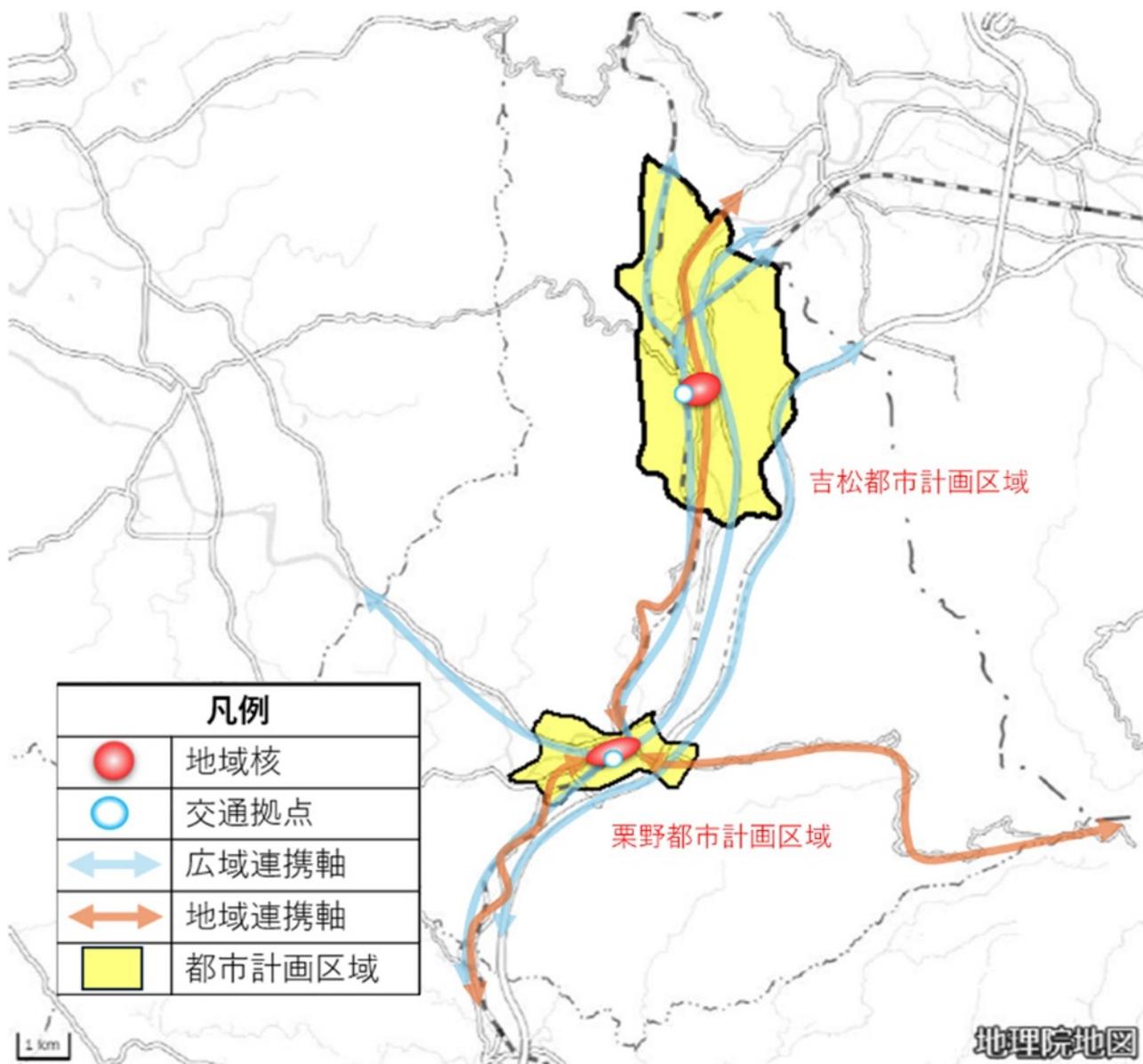
気候は温暖で、主に農業の分野で発展しており、始良・伊佐地域の中心的な役割を果たしている。

その他、町の中央部を熊本県白髪岳に源を発し、延長137kmで九州第2の長さを誇る河川である川内川が貫流しており、その流域は肥沃な耕地が拓け、水田地帯を形成しているほか、年中途絶えることなく冷水が湧き出る竹中池や丸池があり、水道の水源や水田灌漑用水として利用されている。

2) 各都市計画区域の位置付け

対象となる都市計画区域の範囲及び規模等は次のとおりであり、栗野及び吉松都市計画区域（以下「本2区域」という。）の各拠点間を結ぶ広域的なネットワークが形成されている。

都市計画区域	範囲	位置付け	規模 (ha)
栗野	旧栗野町の行政区域の一部	湧水町の南部に位置し、行政、業務、商業等の多様な都市機能が集積。	約 340
吉松	旧吉松町の行政区域の一部	湧水町の北部に位置し、国道268号及び県道木場吉松えびの線沿道が生活拠点。川内川流域は優良な農地が広がる農業振興地域。	約 1,263



2. 基本的な考え方

1) 現状と課題

本町では、令和2年国勢調査において、人口総数9,119人となっており、平成12年時と比較し、68.9%に減少している。うち65歳以上の高齢者人口は4,026人で、総人口に占める割合は、44.1%であり、人口減少、超高齢社会が進行している。

また、産業では、令和4年湧水町総生産額は、第1次産業1,692百万円、第2次産業8,866百万円、第3次産業23,137百万円となっており、平成23年と比較すると第1次産業119.6%、第2次産業105.5%、と上昇しているが、第3次産業は94.1%と減少している。

近年、異常気象が激甚化・頻発化しており、豪雨災害による被害が生じている。

このようなことなどを踏まえ、本町における課題を、以下のように整理したところである。

- 人口減少・超高齢社会への対応
- 防災・減災対策，国土強靱化の充実強化
- 交通ネットワークの構築
- 地域資源を生かした観光，レクリエーションの推進

3. 都市計画の目標

1) 都市づくりの基本理念

本2区域において、自然・歴史・文化等の優れた地域資源を最大限に活用し、産業の振興、都市基盤や生活環境の整備、地域コミュニティ・福祉・教育・文化の向上を図るために、第2次湧水町総合計画を踏まえ、以下を都市づくりの基本理念とする。

「人と自然が織りなす芸術のまち 心豊かで伸びゆく美しいまち」

また、基本理念を実現するために、次の3つの基本方針に基づき、まちづくりを進める。

- 住民一人ひとりが主役であり、地域で共生し合うまちづくり
一人ひとりの個性が尊重され、かつ良好な地域コミュニティを形成することにより、住民がいきいきと輝き、活気のあるまちづくりを目指す。
- 安心安全で快適なまちづくり
住民の生命財産を守るため、防災・防犯対策の推進や都市機能の充実を図り、誰もが住み続けたいと思えるような都市空間の実現を目指す。
- 豊かな地域資源を活用した実りあるまちづくり
豊かな湧水に育まれた自然・歴史・文化など、地域資源を活かしたまちづくりを目指し、併せて自然環境保護・保全に努め後世に引き継いでいくことを目指す。

2) 地域毎の市街地像

① 栗野駅前地域（栗野都市計画区域）

行政サービス施設や商業施設など、まちの主要な都市機能が集積しているJR栗野駅北側の地域については、国道268号と栗野駅を結ぶ県道栗野停車場線を「中央都市軸」とし、本路線を中心として、土地区画整理事業による計画的な都市基盤整備を図る。併せて、川内川や丸池等の豊かな自然環境を効果的に活用しながら、回遊性の高い商業地づくりを行うなど、都市機能の充実に資する土地の高度利用を図り、まちづくりを牽引する都市空間「都市中心核」の形成に努める。

② インターチェンジ周辺地域（栗野都市計画区域）

国道268号とともに広域的な交流を担っている県道栗野加治木線を「広域都市軸」とし、その沿道においては、交通利便性を活かした土地の有効・高度利用を図るものとする。栗野インターチェンジに近接する地域では、交流人口の拡大を担う「観光・レクリエーション拠点」として「いきいきセンターづくりの郷」の機能強化を図る。

③ 丸池自然環境地域（栗野都市計画区域）

霧島の清らかな湧水が満ちあふれる丸池と、緑濃い樹林が一体となり、まちのシンボリックな自然環境が形成されているJR栗野駅南側の地域については、その優れた自然環境の保全及び活用を図り、広域的にアピールできる個性的な「観光・レクリエーション拠点」の形成に努める。

④ 吉松駅前地域（吉松都市計画区域）

区域中央部の本地域はまちづくりを進める上での重要な「広域都市軸」である国道268号のほか、鉄道も通り、公共公益施設や店舗が集積している。

本地域では、市街地の骨格を成す道路の整備を進めるとともに、活気ある商業地やゆとりある良質な住宅地の形成といった計画的な土地利用、避難所等の防災に関する施設の誘導に努め、吉松都市計画区域における中枢としてふさわしい「都市中心核」の形成を図る。

⑤ 霧島山麓地域（吉松都市計画区域）

緑豊かな山々が連なる区域東部の霧島山麓地域においては、災害対策との調和を図りつつ、その豊かな自然環境と美しい景観の保全を図るほか、竹中池、池平公園及び九州縦貫自動車道吉松パーキングエリア周辺において、自然の中で憩い、交流することのできる「観光・レクリエーション拠点」の維持・形成を図る。

⑥ 大原周辺地域（吉松都市計画区域）

区域北西部に位置する大原周辺地区においては、良好な泉質を誇る温泉や周囲の緑豊かな自然環境を効果的に組み合わせながら、自然を背景に農業や人とのふれあいを楽しみ、滞在することのできる「観光・レクリエーション拠点」の形成を図る。

4. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

本2区域に区域区分を定めない。

本2区域の人口は、減少傾向となっており、今後も減少傾向で推移すると見込まれる。

また、人口減少に伴い商品販売額や製造品出荷額も減少すると予測されることから、将来的な土地需要は現市街地内で対応可能である。

栗野都市計画区域については、用途地域内において、土地区画整理事業による良好な市街地環境の形成を進めており、吉松都市計画区域については、市街地で、その骨格を成す都市計画道路を中心として順次計画的な整備を進めている。このことから、今後急激かつ無秩序な市街地の拡大は見込まれないと判断される。

栗野都市計画区域の用途地域外及び吉松都市計画区域の市街地外の地域は、農業振興地域の整備に関する法律、森林法等による土地利用規制があることから、自然的環境は保全できると判断される。

以上のことから、本2区域については区域区分を定めないものとする。

5. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要用途の配置の方針

人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加等が進行する中、土地利用と基盤施設の統合が図られたコンパクトな都市づくりを進めるため、居住や都市機能を集約・誘導する立地適正化を進めるとともに、活力にあふれ、個性豊かで魅力ある都市づくりを目指す。

a 商業・業務地

栗野都市計画区域の中心市街地に位置する栗野駅前地域の国道268号とJR栗野駅を連絡する県道栗野停車場線の沿道周辺部は、生活の中核として近隣住民のみならず、多くの人が集う商業環境を創出する沿線型の商業・業務地として位置付ける。

土地区画整理事業による都市基盤整備と併せて、商業集積の向上や憩いの場の確保、個性的な街並みの形成を誘導するなど、中心市街地活性化に資するまちづくりを進め、賑わいあふれる買い物空間の形成に努める。

吉松都市計画区域の中央部に位置するJR吉松駅前及び国道268号の沿道周辺部は、地域住民をはじめ多くの人々が利用する空間としてのポテンシャルを有効に活用する商業・業務地として位置付ける。これらの商業・業務地には、近隣住民の生活を支える店舗や沿道利用型の施設等の立地を適正に誘導し、まちの玄関口、まちの中核としてふさわしい活気あふれる空間の形成に努める。

b 住宅地

栗野都市計画区域の中心部に位置する既成市街地の大部分（JR栗野駅前及び国道268号等の主要幹線道路沿道の一部を除く）を占める地域を、快適

な居住環境を創出する住宅地として位置付ける。

住宅地のうち、既成市街地西部及び南東部については主に中高層住宅の良好な環境を守る地域、それ以外の地域は、商業・業務の利便性と良好な居住環境の調和を図る一般住宅地として位置付ける。土地区画整理事業等による計画的な都市基盤整備や適正な土地利用の規制・誘導等を図りながら、快適な居住環境の維持・形成に努める。

吉松都市計画区域の中心部に位置する既成市街地については、国道268号や県道吉松停車場線などの幹線道路沿道を除いた地域を、のどかな田園風景に調和した快適な生活環境を確保する住宅地として位置付ける。住宅地内は、住民の日常生活に対応した店舗等についても立地を許容し、道路などの生活基盤整備や低未利用地の有効活用等を図りながら、良好な居住環境の形成に努める。

c 工業地

栗野都市計画区域の既成市街地西部に位置する県道栗野加治木線沿道周辺の地域についてはインターチェンジへの近接性を活かして土地の有効利用を図る工業地として位置づける。当該地では、住宅や農地などの周辺環境との調和に配慮しつつ、軽工業等の環境悪化の恐れが少ない工場や、その他沿道の利便性を活かした施設の誘導を図り、地域経済の発展に結びつく土地利用に努める。

また、川内川の北側に位置する北方工業団地についても工業地として位置付け、地域経済を支える機能の維持を図る。

② 土地利用の方針

a 土地の高度利用に関する方針

栗野都市計画区域内に位置する西下場地区では、まちの玄関口にふさわしい賑わいと魅力あふれる空間としての再編を図るべく、商業施設の集積化や商業核となり得る施設の配置、本町のシンボルでもある丸池湧水の清流を活用した街並み・土地区画整理事業と連動した一体的な市街地整備に関する検討を進め、その実現に努める。

また、JR栗野駅南側に位置する丸池公園については、駅前広場との一体的な整備等に関する検討を行い、レクリエーション機能の強化に努める。

インターチェンジに近接する地域においては、町の複合施設であるいきいきセンターくりの郷が配置されており、引き続き地域振興に資する土地の有効・高度利用に努める。

b 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

既存市街地内に混在立地している中小工場等については、周辺住宅環境の悪化を抑えるため、工場等の適切な再配置を促進することにより、用途の純化を進める。

住宅地については、良好な住環境を保全・誘導するため、用途の純化を基本としつつ、地域特性に応じて、必要な施設の立地誘導を図る。

c 居住環境の改善又は維持に関する方針

栗野都市計画区域内に位置する東中下場地区などの既成市街地内では、木造建築物が密集するなどの居住環境上の問題・課題があるため、面的整備や規制誘導方策の検討を進め、良好な居住環境を有する市街地としての整序に努める。

なお、既成市街地での道路や公園等の整備にあたっては、区域に近接する川内川や丸池湧水の清流など、良好な地域資源の積極的な活用に努める。

d 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

栗野都市計画区域全体については、身近に緑を感じることでできる地域環境の実現を目指して、失われつつある市街地内の緑地の保全を図る。とりわけ、西下場地区に位置する勝栗神社内の樹林については、建造物と一体となった悠久の歴史を物語る優れた緑地であることから、適切な保全に努める。

③その他の土地利用の方針

a 優良な農地との健全な調和に関する方針

栗野都市計画区域内の市街地周辺及び区域南部の台地上、吉松都市計画区域内の川内川流域や区域東部の霧島山麓などに広がる農業生産基盤整備がなされた農地及び今後実施が見込まれる優良な農地については、関係機関との連携により、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び長期的視野に立った秩序ある土地利用を進め、優良農地の確保・保全に努める。

b 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

土砂災害特別警戒区域等に位置付けられた区域・地区では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。

c 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

栗野都市計画区域内の市街地外縁に位置する斜面樹林は、市街地のうるおいあふれる居住環境を演出する重要な要素であることから、森林法などの土地利用規制に基づいて保全に努める。とりわけ、丸池公園周辺部については、優れた水辺と緑濃樹林が一体となり、まちのシンボリックな自然環境が形成されていることから、保全並びに価値向上のための適切な整備に努める。

吉松都市計画区域の中央部を北から南へ貫流している川内川及び川内川流域を挟むようにして連なる区域東西の山々は、都市の骨格を成す要素であるとともに、多様な野生動植物が生息する良好な自然環境であることから保全に努める。

また、竹中池など清らかな湧水が満ちあふれる溜池や、社寺等の歴史的・文化的資源と一体となった樹林など、区域全体に散在する自然環境についても、まちの個性を表現する要素であるとともに良好な居住環境の維持・形成に結びつく要素であることから保全に努める。

d 秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

栗野都市計画区域内の用途地域を指定していない地域においては、広域交通の利便性を活用した都市機能を確保しつつ、用途地域の指定などにより、良好な居住環境の維持・形成を図る。

吉松都市計画区域内では、まちの特性である美しい自然景観の維持を念頭に置きながら、活力とうるおいのあふれるまちの実現に向けて取り組むものとし、既存集落や市街化ポテンシャルを有する幹線道路沿道等においては、開発許可制度や建築形態規制等に基づき、開発行為の適切な規制・誘導に努める。

吉松パーキングエリア周辺部や大原地区における観光・レクリエーション拠点の配置など、自然的土地利用から都市的土地利用への転換を伴う計画・構想については、周辺の自然環境や生態系との調和、及び既存都市機能との連携などを十分考慮し、適正かつ効果的な計画とする。

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本2区域には、広域的な交流・連携を強化する役割をもつ主要な道路として、九州縦貫自動車道及び国道268号、県道栗野加治木線があり、こうした広域交通網については、整備が完了し、地域住民をはじめ多くの人々の諸活動を支える軸として機能している。

一方、これらと連絡して、市街地を中心に配置されているその他の幹線道路については、幅員狭小で歩道未設置の区間が解消されつつあるものの、一部未整備な状況にある。

吉松地域の南北方向の交通機能を補完している県道木場吉松えびの線については、市街地内を中心として、幅員狭小な箇所が見受けられる。良好な市街地の居住環境を確保するとともに、交通の要衝としての地域特性を活用し、区域全体の均衡ある発展を図る上でも、引き続き路線の整備・改善を図ることが必要である。

また、利便性の高い交通体系を目指すとともに、交通体系改善を求める住民からの要望に答えられるように、人にやさしく、利用しやすい交通空間づくりなどにも努めることが求められる。

このようなことから、本区域の交通体系は、次の基本方針に基づき整備を進める。

- 商店街や公共サービス施設などの都市機能の利用を円滑にし、利便性が高く快適な地域住民の生活環境を支える市街地内道路網の形成を図る。
- 広域幹線道路や交通拠点等と有機的に結びつき、都市の均衡ある発展を誘導する地域内幹線道路の整備を図る。
- 地形分断性を緩和し、地域の均衡ある発展を誘導するため、鉄道と交差する路線の改良整備を図る。
- 交通施設へのユニバーサルデザインの導入を図るほか、沿道景観整備等

に努める。

- 移動手段の確保・充実を図るため、自治体及び公共交通事業者等が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に努める。

イ 整備水準の目標

交通体系の整備の方針に基づき、生活の利便性や歩行の安全を図り、快適な交通環境の実現を目指す。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

栗野都市計画区域内において、都市間の交流・連携の強化を図るため、都市計画道路3・4・1号本通線などの主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

また、都市内交通を円滑に処理するため、都市計画道路3・4・5号新町通線などの都市幹線道路を配置し、都市の骨格を形成する。

吉松都市計画区域内において、都市間の交流・連携の強化を図るため、都市計画道路7・6・5号四ツ枝市原線等の主要幹線道路を配置し、産業や観光の振興を担う広域交通ネットワークを形成する。

なお、本2区域とも、社会経済情勢の変化や地域の実情に応じて、その配置等の見直しの検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

本2区域内のおおむね10年以内に整備を予定する主要な施設は、次のとおりとする。

種 別	施 設 名 等
道路	都市幹線道路 都市計画道路3・4・5号新町通線

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

本2区域において、県の生活排水処理構想に基づき、合併処理浄化槽等の設置を進め、公共用水域の水質保全と快適な生活環境の保全に努める。また、整備された生活排水処理施設は、「広域化・共同化」も視野に入れながら将来にわたって持続可能な運営管理を図る。

気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に取り組む。

さらに、良好な都市環境と都市景観の形成のため、まちづくりと連携した安全で快適なうるおいのある水辺環境の創出を図る。

イ 整備水準の目標

1) 合併浄化槽

「湧水町合併処理浄化槽設置推進要綱」に基づいて、生活排水処理対策の実施に努め、おおむね 20 年後には区域の約 7 割の人口が処理可能となる水準を確保することを目標とする。

2) 河川

川内川等の主要な河川については、計画的な治水対策を進める。その他の河川については、被害軽減対策等による総合的な対策を図るとともに、豊かな水辺環境の創出に努める。

b 主要な施設の配置の方針

ア 河川

本2区域には、川内川及び桶寄川等の一級河川、湯之谷川等の二級河川がある。

本2区域の河川については、都市の特性に応じた総合的な治水対策や豊かな水辺環境の創出の検討を行うものとする。

c 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて整備の検討を行うものとする。

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

快適な居住環境や美しい地域環境の維持・形成のために必要な公共公益施設については、既存施設の適正な維持・管理に努めるとともに、住民の利便性確保や周辺環境との調和、広域圏における本2区域の役割等を考慮しながら、必要に応じて施設の新設など拡充・整備を行うものとする。

b 主要な施設の配置の方針

ア ごみ処理施設

ごみ処理施設は、伊佐市及び湧水町の 1 市 1 町で構成される伊佐湧水環境管理組合「未来館」が伊佐市菱刈地区に配置されている。今後は、ごみの排出抑制やリサイクル意識の向上を促し、環境にやさしい循環型社会の実現に努める。

イ し尿処理施設

し尿処理施設は、湧水町衛生処理場が栗野地域に配置されている。今後は、生活排水処理計画及び広域的な取り組み等との整合性を考慮しながら、適正な処理体制の維持に努める。

ｃ 主要な施設の整備目標

本2区域において、おおむね10年以内に整備を予定する主要な施設はないが、必要に応じて施設の整備の検討を行うものとする。

3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

① 主要な市街地開発事業の決定の方針

栗野都市計画区域における既成市街地は、人々の生活・交流において中心的な役割を担う空間であることを考慮し、計画的な取り組みをもって良好な地区環境の形成に努める。とりわけ、まちの玄関口であるJR栗野駅周辺部では、賑わいと魅力のあふれるまちの顔を形成すべく、土地区画整理事業を活用のもと、個性的かつ計画的な市街地整備を進める。また、都市基盤施設の整備が十分でなく、生活環境の悪化が懸念される周辺地区等についても、計画的な市街地整備に関する調査・研究を実施するなど、連動した取り組みを実施し、一体性ある良好な市街地環境の形成に努める。

上記の方針に基づき、本区域内で市街地開発事業を行う主要な地区は次のとおりとする。

地区名	整備方針
西下場地区	重点的に市街地整備を図る駅前の地区であり、現在施行中である土地区画整理事業の早期完了に向け、積極的に取り組む。 当該地区では、土地区画整理事業を契機として、商業の集積・多様化、水の街の魅力をアピールする空間整備、及び河川の治水安全度向上など、総合的なまちづくりの展開に努める。
東中下場地区	西下場地区の東側に位置する地区では、西下場地区での事業内容や事業進捗等との整合性に留意した土地区画整理事業の実施について、調査・研究を行う。

吉松都市計画区域においては、人口減少・高齢化の進行や低未利用地の増加が進行する中、既成市街地を中心としたコンパクトな都市づくりを推進するため、今後計画的に都市機能の配置や宅地供給を行う箇所等について、適切な整備手法や規制・誘導方策の導入を検討のもと、良好な地区環境の確保に努める。

② 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施する予定の主要な事業は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業	西下場地区

4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

本2区域は、川内川の両岸に開けた平坦地と、霧島山系に属する丘陵地・台地から構成されている。平坦地では、農地が面的に広がるとともに、清流をたたえる河川が流下している。一方の市街地をとり囲むように連なる丘陵地、台地においても、緑濃い樹林が広がるなど、水と緑に恵まれた地域環境である。

こうした水と緑の豊かな自然的環境の中には、歴史的・文化的な資源も数多く分布しており、美しく風土の香る多彩な地域環境を形作っている。自然的環境は、人々の経済活動の基盤として、観光・交流の資源として、美しい景観を構成する要素として、さらには防災に結びつく緑地として重要な役割を果たしており、貴重な地域資源である。

これらの豊かな自然的環境の有効活用を図るものとし、丸池湧水、竹中池をはじめとした優れた地域資源を効果的に整備・活用しながら、地域のイメージアップにつながる良好な地域環境の創出に努める。

このようなことを踏まえ、本2区域では以下の方針に基づいて自然的環境の整備又は保全を図り、地域資源が有する存在価値の向上、及び安全・快適で美しい地域環境の形成に努める。

- 川内川や霧島山麓など、本2区域の土地の骨格を形成し、野生動植物の生息・生育地等としても機能している自然的環境の適切な整備・保全を図り、快適で安全な地域環境の形成に努める。
- 都市部に無い豊かな自然的環境の保全を図るとともに、これらを多角的な視点で活用して魅力的なレクリエーション空間の整備を図り、多様な交流を促進する地域環境の形成に努める。
- 霧島山麓など、景観構成の基盤をなす美しい自然的環境の保全に努めるとともに、歴史・文化等の様々な景観資源を活用し、個性豊かな地域景観の形成に努める。

② 主要緑地の配置の方針

a 環境保全システムの配置

地域名等	概要
丸池湧水	多くの水棲動植物が生息する優れた水辺であるとともに、地域住民の生活用水等として、大いに利用されている丸池湧水は、まちのシンボリックな自然環境と位置付けられることから積極的な保全に努める。
竹中池	川添地区に位置する竹中池は、周辺部を含め非常に多くの野生動植物が生息しており、湧水を水源とする水は、生活用水、観光資源等として活用されるなど、重要な存在価値を有する自然的環境であることから、水質等の保全に努める。

河川	市街地を流れる河川や、市街地に隣接する川内川は、多様な野生動植物の生息・生育地であることから、保全に努める。
市街地外縁の丘陵地	市街地をとり囲むように連なっている丘陵地は、土地の骨格であるとともに、野生動植物の生息・生育地であることから、無秩序な市街化を抑制し、保全に努める。

b レクリエーション系統の配置

市街地内	栗野都市計画区域は、土地区画整理事業の成果として、誘致距離等を踏まえ、公園施設を適正に配置する。 吉松都市計画区域では吉松公園などの既存公園・緑地等の現状を考慮し、人々のレクリエーションへのニーズに応えるなど、魅力ある空間の形成に努める。
丸池公園	丸池公園は、広域的な観光・レクリエーション拠点としての機能を確保するため、環境整備を図る。 公園整備にあたっては、優れた水質及び背後に広がる樹林など現況の自然環境を生かしながら、人々が自然の中で多様な活動を行うことのできる空間、ホタル等の野生動植物の生息しやすい空間を確保するなど、シンボル性を高める多様な整備に努める。
用水池	川添地区の竹中池をはじめ、吉松都市計画区域に点在する池は、人と自然及び都市と農村の交流を促進する空間として活用を図るものとし、親水レクリエーション型、環境体験・学習型、環境観察型、広域交流型など、池の現状に基づいた機能分担、及び周辺環境との調和に配慮した整備を検討する。
大原地区	大原地区では、緑豊かな自然環境を背景に、農業や人とのふれあいを楽しみ、滞在することのできる拠点の整備を進める。
霧島山麓内 (池平公園、吉松パーキングエリア)	霧島山麓では、自然環境や歴史・文化を活用しながら人々の交流促進や地域経済の活性化を誘導する質の高いレクリエーション空間の形成に努め、池平公園の機能充実を図るほか、九州縦貫自動車道吉松パーキングエリアと一体となった広域観光交流拠点の整備検討を行う。
河川	各所で川内川等を有効活用した親水空間を確保するなど、水の街としての魅力向上に努める。

c 防災系統の配置

栗野都市計画区域、吉松都市計画区域	災害発生時における安全性確保のため、避難地となり得る既存公園・緑地の維持を図るとともに、既存避難地の配置状況等を考慮しながら、避難地となるオープンスペースの確保に努める。
市街地周辺部	市街地外縁の丘陵地など、土砂災害(特別)警戒区域では、災害を未然に防止する観点から、市街化を抑制する。また、保安林に指定されている樹林等は、防災面で果たす役割に着目し、適切な維持・保全を図る。
山岳地	土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊)とされる地区など、災害発生の危険性のある箇所在市街化抑制を図り、災害の未然防止に努める。

d 景観構成系統の配置

栗野都市計画区域、吉松都市計画区域	開発行為の適正な規制・誘導、道路等の修景・緑化及びまとまりある街並み整備等を図り、水と緑が織りなすのどかで美しい郷土景観の維持・保全に努める。
池	清らかな湧水があふれる丸池・竹中池等の池は、季節毎の変化が楽しめ、また、地域のランドマークとなるような良好な景観を創出するため保全する。
社寺林等	区域内に点在する神社仏閣の社寺林や、東中下場地区の松尾城跡周辺、永山地区の古墳群周辺の樹林等は、歴史的・文化的な遺産と一体となって良好な景観を醸し出す自然的環境であることから、適切に保護する。
栗野市街地内	土地区画整理事業等により、幹線道路の沿道緑化や市街地内を回遊する水路の設置など線的景観の整備を図り、丸池公園や勝栗神社など点的景観要素が有機的に結びついた水と緑のネットワーク形成に努める。

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

本2区域においては、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成等の観点から、区域における量的、位置的な配分等を考慮しながら都市公園の適正配置・整備を図る。

また、丸池湧水や竹中池などシンボル性が高く、特に良好な景観を形成している自然環境については、他法令との調整を図りつつ、自然的環境の保全を目的とする地域地区や条例・協定の適用を検討し、保全に努める。

④ 主要な緑地の確保目標

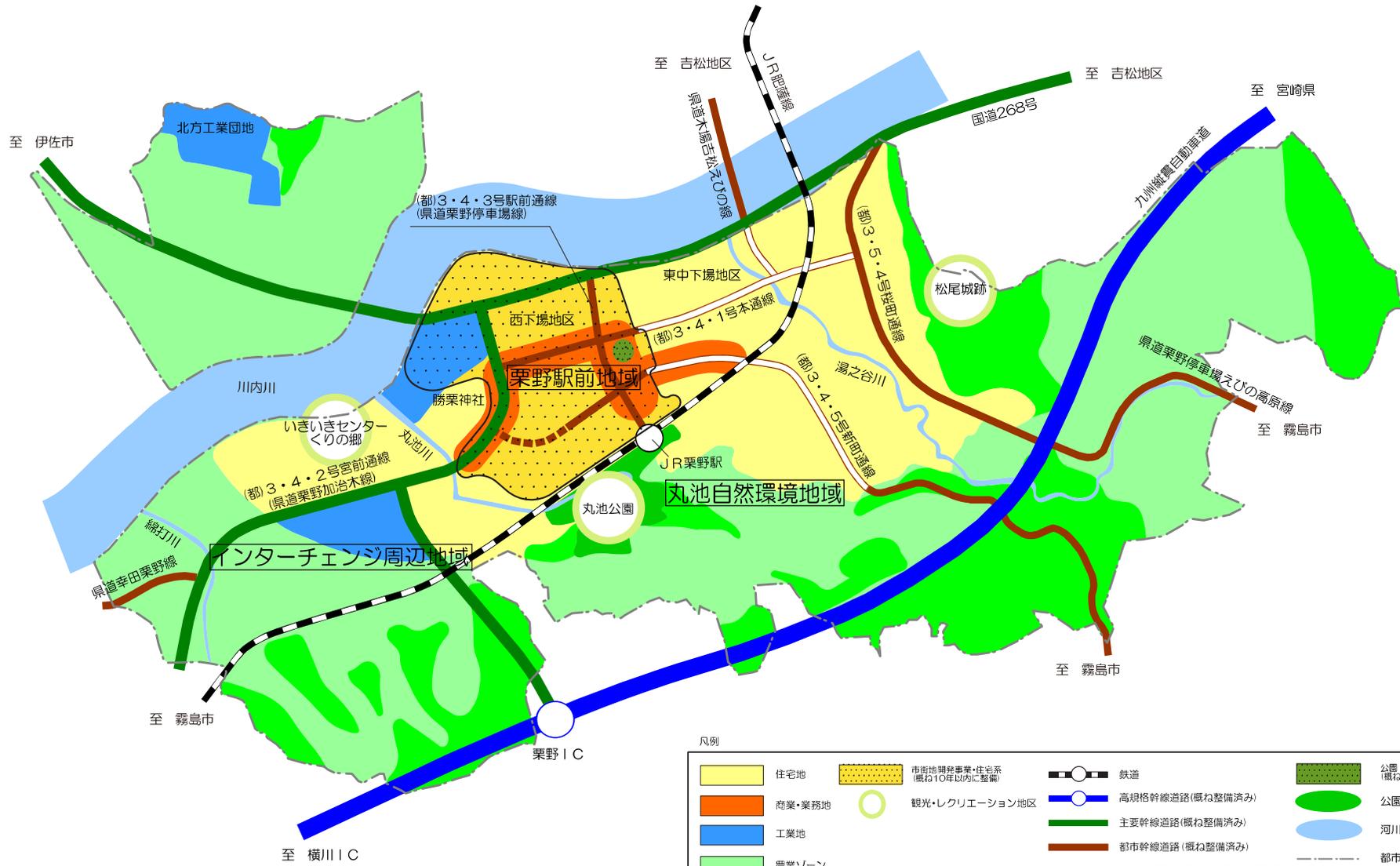
a おおむね 10 年以内に整備予定の主要な公園等の公共空地

種 別	名 称 等	規 模
地区公園	丸池公園	約 3.8ha
街区公園	未定	約 0.2ha

b おおむね 10 年以内に指定予定の主要な緑地保全地区等の地域地区

おおむね 10 年以内に地域地区の指定を行う予定はないが、必要に応じて指定の検討を行うものとする。

栗野都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図

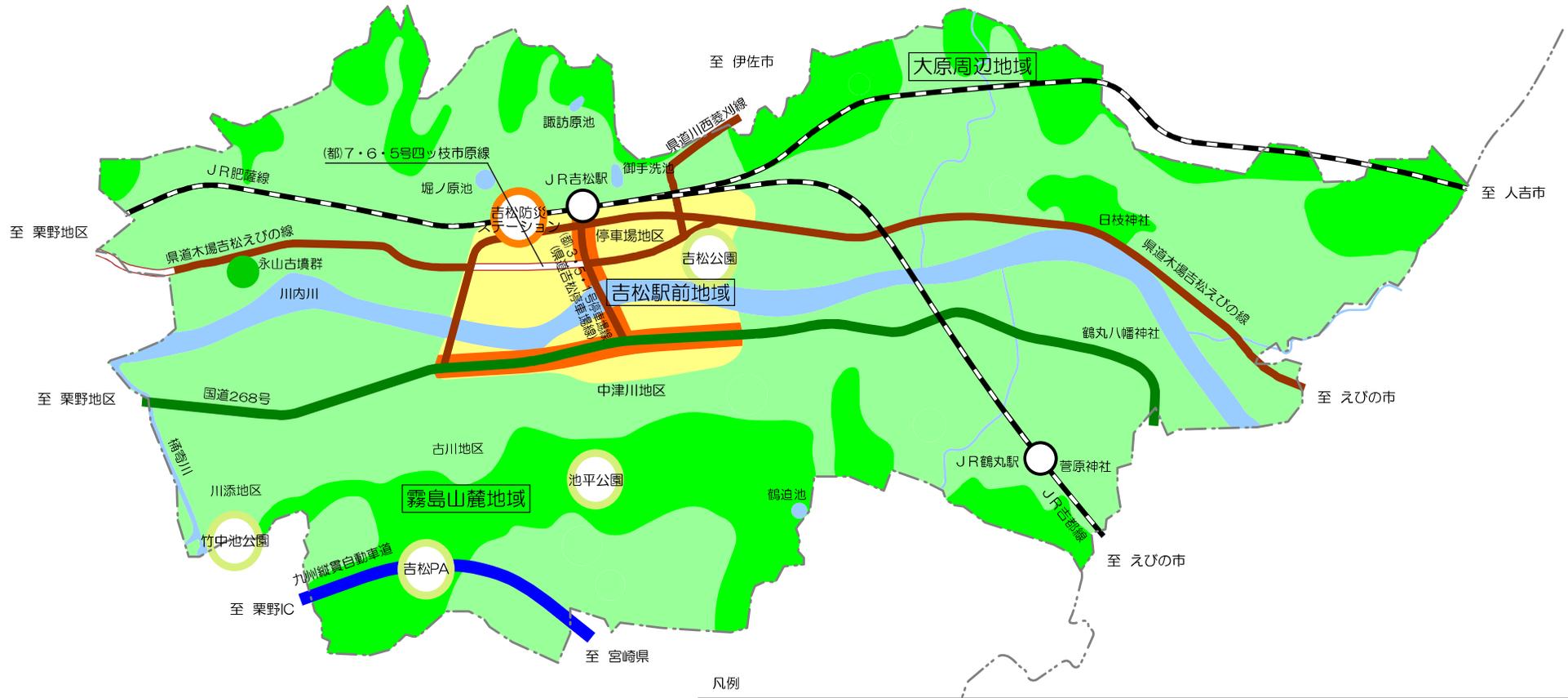


凡例

住宅地	市街地開発事業・住宅系 (概ね10年以内に整備)	鉄道	公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
商業・業務地	観光・レクリエーション地区	高規格幹線道路(概ね整備済み)	公園・緑地
工業地		主要幹線道路(概ね整備済み)	河川・湖沼
農業ゾーン		都市幹線道路(概ね整備済み)	都市計画区域界
樹林地ゾーン		都市幹線道路(概ね10年以内に整備)	
		都市幹線道路(概ね10年以降)	

注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

吉松都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



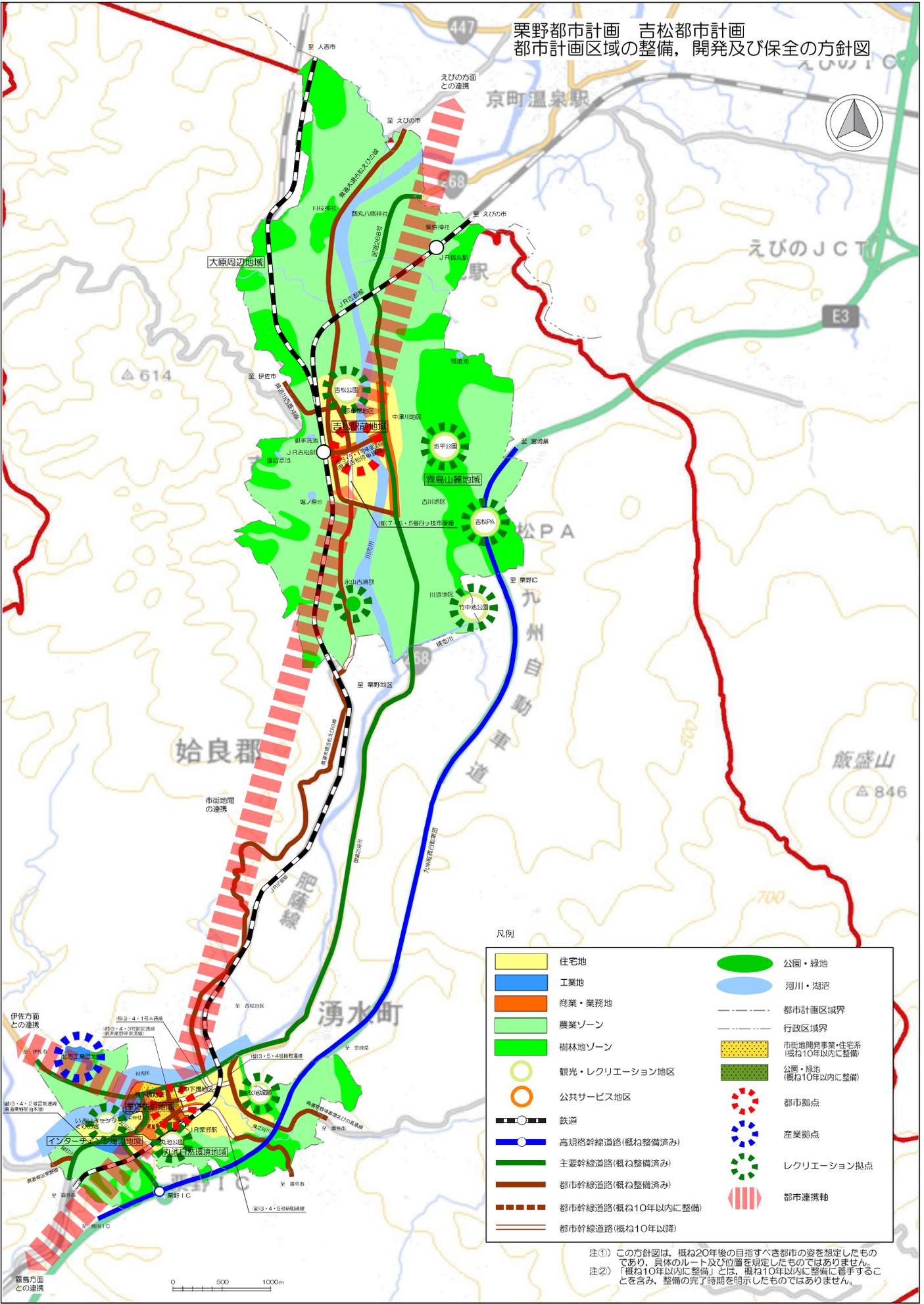
凡例

	住宅地		鉄道		公園・緑地
	商業・業務地		高規格幹線道路(概ね整備済み)		河川・湖沼
	農業ゾーン		主要幹線道路(概ね整備済み)		都市計画区域界
	樹林地ゾーン		都市幹線道路(概ね整備済み)		行政区域界
	観光・レクリエーション地区		都市幹線道路(概ね10年以降)		
	公共サービス地区				



注① この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
 注② 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを含み、整備の完了時期を明示したものではありません。

栗野都市計画 吉松都市計画
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針図



凡例

	住宅地		公園・緑地
	工業地		河川・湖沼
	商業・業務地		都市計画区域界
	農業ゾーン		行政区境界
	樹林地ゾーン		市街地開発事業・住宅系 (概ね10年以内に整備)
	観光・レクリエーション地区		公園・緑地 (概ね10年以内に整備)
	公共サービス地区		都市拠点
	鉄道		産業拠点
	高規格幹線道路(概ね整備済み)		レクリエーション拠点
	主要幹線道路(概ね整備済み)		都市連携軸
	都市幹線道路(概ね整備済み)		
	都市幹線道路(概ね10年以内に整備)		
	都市幹線道路(概ね10年以上)		

注①) この方針図は、概ね20年後の目指すべき都市の姿を想定したものであり、具体的なルート及び位置を規定したものではありません。
注②) 「概ね10年以内に整備」とは、概ね10年以内に整備に着手することを名目、整備の完了時期を明示したものではありません。